

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に平野修一農業委員、秋池堅司農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に市川農業委員会事務局次長、書記に大室主査、松居主任、中山主任を任命した。

4 議 事

議案第43号

農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第43号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1は砂利敷き駐車場のため開発許可は不要である。農地区分は第三種農地に該当する。

申請番号2は住宅用地のため開発許可が必要。農振農用地区域内であるが当初除外で、農地区分は10haを超える第一種農地だが、農地法施行規則第33条第4号により不許可の例外と考えられる。

申請番号3は住宅用地及び道路後退用地のため開発許可が必要。農地区分は第二種農地に該当する。

議長
(報告)

地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

申請番号1は原市地区の黒須農地利用最適化推進委員が報告した。10月22日(木)に担当委員3名で現地調査を実施した。現地は一部に作付けされており、その他は保全管理されているため、農地として問題ないと考えられる。選定理由書を朗読した。

申請番号2は大石地区の渋谷農地利用最適化推進委員が報告した。10月24日(土)に担当委員5名で現地調査を実施した。現地はきれいな状態になっており、農地として問題ないと考えられる。選定理由書を朗読した。

申請番号3は上平地区の大塚農地利用最適化推進委員が報告した。10月20日(火)に担当委員4名で現地調査を実施した。耕作はされていないが、農地として保全管理されており問題ないと考えられる。選定理由書を朗読した。

議長
新木農業委員
事務局

本件について意見を求めた。

申請番号1について、当初の計画図に記載されている道路位置指定の説明を願いたい。

当初の計画図面では緑地部分の中央に道路位置指定と記載があったが、この部分は通行する計画ではないことを確認している。

新木農業委員
事務局

道路位置指定を緑地として使うのであれば、権利者から同意を得ているのか。

位置指定部分に関しては今回の計画地の外であり、緑地は申請地内に収まっている。そのため、進入路として使用しないことを確認している。

新木農業委員
事務局

図面に道路位置指定とあったため、通勤用などの車両が出入りするかと思ったが、使わないということによいのか。

使わないということで、変更されたことを確認している。

議長 本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第43号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第44号 特定農地貸付の承認申請について

議長 議案第44号について事務局に説明を求めた。

事務局 特定農地貸付の制度は、市民農園を開設するための手続きとなっている。現在の制度になってから初めての申請であるため、制度について説明すると、10アール未満の貸付であること、相当数の者を対象とした貸付であること、貸付期間が5年間を超えないこと、利用者による栽培が営利を目的としないことが要件で、区画を分けて貸すこととなっている。

平成30年9月の法改正により生産緑地でも貸し出せるようになり、今回は生産緑地で納税猶予を受けている筆での申請である。市と貸付協定を締結して、農業委員会に協定書を提出し、その規定を農業委員会で承認するという議案である。

特定農地貸付規定の中で、第3条に1区画56平米と記載されており面積要件を満たしている。また、全6区画であることから相当数の者を対象とした内容になっている。第5条には貸付期間が1年間の契約期間と規定しており、契約期間5年以内という要件も満たしている。第6条2項2号では営利目的の作付けを禁止している。最後の第10条で、貸付農地の管理運営等として、開設者が農作業の業務に年間40日以上従事するとなっている。これは常時農業従事者が年間1割以上の日数を農業に従事する規定があり、年365日として40日以上従事すれば1割を超えることになる。以上の要件を満たしたうえで開設したいという申請内容になっている。

議長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報告) 上尾地区の鈴木農業委員が報告した。10月22日(木)に原市地区の担当委員の2名を含めた計3名で現地調査を実施し、現地は農地として適切に管理されており問題ないと考えられる。

議長 本件について意見を求めた。

新木農業委員 農園を開設する経緯について、事務局は把握しているか。

事務局 利用したいという要望が多く、開設に至ったと確認している。

新木農業委員 開設者が利用者に農業の技術的な指導や助言はできるのか。

事務局 開設者は年間200日の従事日数があり、3,500平米程経営しているので、技術指導は十分できると思う。

藤波農業委員 中分にある農園とはやり方が違うのか。

事務局 そちらは体験農園で、市内で3か所の農園がある。

藤波農業委員 そのやり方がいいのではないかと。中分の体験農園はしっかりと管理されており、きれいな畑になっている。貸農園で区画貸したと、一生懸命やる人とそうでない人で相当な差がでてしまう。

事務局 体験農園の場合は栽培指導できる知識が必要で、開園できる人が限られてしまう難しさがある。

新木農業委員 現地は道路幅が狭いが、利用者の来園に際して問題はないのか。

事務局 自転車であられる範囲の利用者を想定しており、駐車場を作る予定は無いと聞いている。道は一方通行で特に狭いという程でもない。

新木農業委員 幅4メートル道路だとすると、軽トラックを止めると狭くてどうしようもない。自転車利用でも鍬やマンノウなどの農機具が必要になると思うが。

事務局 先ほども説明した通り、事前に確認した内容として、自転車での利用を想定しており駐車場は作らない。水道などの用意はなく、雨水以外の水の確保はしない。トイレや農機具小屋は設置しないとの内容である。

市村推進委員 市民農園と体験農園の両方を経営しているが、体験農園は園主が作付けプログラムを組んで、苗を用意し、利用者全員が同じものを作る方式のため、それに飽き足らず自分で好きに作付けしたいという利用者もいる。制度が変わって市民農園も可能となった。体験農園は全国的にも話題になり、

農政課のアドバイスもあって練馬まで視察に行って開園したが、実際に始めてみると思ったほどは広がらなかった。

今回の案件は、全部を市民農園として使えばいいかと思ったが、特定の借主がいるため6区画に限定した可能性がある。良い場所のため、広く声を掛ければ利用者がもっと集まるのではないかと思う。

議 長 本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第44号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第45号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議 長 議案第45号について事務局に説明を求めた。申請番号1及び2について、どちらも従事日数から見て事由発生者が主たる従事者であると考えることができる。また、現地調査を行ったところ、どちらも特に作付けはされていなかったが、保全管理されていることを事務局で確認している。

議 長 本件について意見を求めるが特になかったため、議案第45号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第46号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議 長 議案第46号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。事務局で現地調査を行っており、申請番号1は作付けや果樹栽培が行われており、申請番号2も作付けされているため、農地として問題ない。

議 長 本件について意見を求めるが特になかったため、議案第46号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第10号専決処分について

(1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時30分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和2年10月26日

議 長

署名委員

署名委員